

著作権規程

〔 制定 令和6年9月30日 〕
〔 最終改定 令和6年9月30日 〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）の図書、会誌、雑誌その他の刊行物（以下「刊行物」という。）に投稿された著作物、又は、本協会の刊行物に掲載するために本協会からの依頼で執筆された著作物（以下「対象著作物」という。）の著作権に関して必要な事項を定めるものである。用語の定義は、著作権法（昭和45年法律第48号）の例による。

(著作権の帰属)

第2条 対象著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、刊行物に投稿された著作物についてはその投稿の時点において、本協会からの依頼で執筆された著作物についてはその執筆の時点において、本協会に帰属するものとする。

(本協会による対象著作物の利用)

第3条 本協会は、本協会の判断で自由に対象著作物を利用することができ、第三者に対して有償・無償を問わず利用の許諾することができる。本協会は、対象著作物の利用許諾により得た対価については、本協会の活動に有効活用するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第4条 本協会は、対象著作物の著作者名として、著作者が希望する氏名を表示する。

- 2 本協会が、対象著作物の内容、表現、題号に何らかの変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を得るものとする。
- 3 前二項を除き、著作者は、本協会、本協会から正当に権原を取得した第三者、本協会が指定する第三者に対し、対象著作物に係る著作者人格権その他の人格的権利を行使しない。

(著作者による対象著作物の利用)

第5条 著作者は、次の各号に定める条件に従う限りにおいて、対象著作物を自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。利用にあたっては、その旨を本協会に事前に申請し許諾を得なければならない。

- 一 本協会による対象著作物の発行又は公開以降の利用であること
 - 二 対象著作物が本協会の刊行物に掲載されたものである旨を明記していること
 - 三 対象著作物の内容を改変しないこと
 - 四 利用に伴い著作者又は第三者が金銭的な利益を得ないこと
- 2 著作者自らが前項各号に定める条件に従って対象著作物を個人的に利用する目的で複製して利用する場合には、前項の規定にかかわらず、本協会に事前に申請することなく対象著作物を利用することができる。
 - 3 対象著作物にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付されている場合には、第1項の規定にかかわらず、著作者は、当該ライセンス条件に従う限り、本協会に事前に申請することなく対象著作物を利用することができる。

(著作者の責任)

第6条 著作者は、対象著作物の内容について、自ら責任を負うものとする。

- 2 著作者は、対象著作物について、自らが著作者であり、かつ、第三者の著作権、産業財産権、肖像権、パブリシティ権、その他いかなる権利（以下「著作権等」という。）も侵害していないことを表明し、保証する。
- 3 対象著作物について、第三者から著作権等の侵害、第三者の名誉を傷付けるその他の理由により紛争、クレーム

又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合、著作者の責任と負担においてこれを解決するものとする。また、当該紛争等に起因又は関連して本協会に損害、損失又は費用（弁護士費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、著作者は損害等を負担するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則（令和6年9月30日第2回通常理事会承認）

この規程は、令和6年9月30日より施行する。